

虐待防止のための指針

医療法人社団 創造会
介護老人保健施設クレオ

目次

1. 虐待防止に関する基本的な考え方	・ ・ 3
2. 虐待防止委員会、組織について	・ ・ 3
3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針	・ ・ 4
4. 虐待等を発見した場合の対応方法に関する基本方針	・ ・ 5
5. 虐待等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項	・ ・ 6
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項	・ ・ 6
7. 虐待などにかかる苦情解決に関する事項	・ ・ 7
8. 利用者などに対する指針閲覧に関する事項	・ ・ 7
9. その他虐待防止の推進のために必要な事項	・ ・ 7
10. 本指針の改廃	・ ・ 7
11. 附則	・ ・ 7
資料 1 高齢者虐待の種類	・ ・ 8
資料 2 成年後見制度	・ ・ 9

クレオ虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者の対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示す通り、その防止に努めることは極めて重要である。クレオでは同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成しクレオが掲げる理念『愛あふれ心安らぐ施設を目指して』を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合は適正に対応し再発防止を講じる。そのための具体的な組織体制、取り組み内容などについて、本指針に定める。（運営規定 13 条に明示する）

なお、高齢者虐待法の規定に基づき、クレオでは「高齢者虐待」を資料 1 のような行為として整理する。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、クレオのサービス内容及び社会的意義に鑑み、クレオ職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す擁護者による虐待及び、セルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

2. 虐待防止委員会、組織について

（1）虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待などが発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として『クレオ虐待防止委員会（以下、委員会という）』を設置する。

（2）委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、事務長、ケアサービス部長、各科科長、各ユニット代表者とする。必要に応じて外部有識者として顧問弁護士や我孫子市高齢者支援課などに相談・助言を求める。

委員会の責任者として委員長を置き、施設長が務める。また副委員長としてケアサービス部長とするとともに両名を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。その他、各構成員の役割は下表のとおりとする。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
ケアサービス部長	副委員長 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護科長・係長	虐待防止対策の周知・進捗管理

看護科長	医療的ケア等に関する検討
事務長・相談課課長	利用者・家族などへの説明・相談担当
外部有識者など	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 委員会の開催

委員会は委員長の招集により年間計画に基づき年4回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催する。また、定期開催時には身体拘束廃止委員会と共催とする。→偶数月に開催する

重大な虐待事例が発生した場合は24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法を検討する。委員会は集合形式を基本としますが、必要に応じてオンラインも活用する。

(4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取り組み事項を決定する。

- ① 虐待防止委員会その他その他組織に関する事
 - ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関する事
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
 - ④ 虐待などについて職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、我孫子市へ通報が迅速かつ適切な行われるための方法に関する事
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因などの分析から得られる、再発防止策に関する事
 - ⑦ 再発防止策を講じた場合にその効果についての評価に関する事
 - ⑧ 虐待事例が発生した場合は委員会で事例検討を行う事
- ※ 虐待事案については、その性質上、一概に従業員に共有されるべきものではないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること。

(5) 結果の周知徹底

委員長での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し各課（科）長及び係長（委員）より回覧するなどして周知徹底を図る。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で介護技術が高い職員程虐待事例・困難事例に適切に対応できると思われる。そのため全職員の介護技術の研鑽が重要である。しかし優れた職員であっても虐待を行う可能性はあり、経験者でも内省が必要である。高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員対象の研修会を実施する。研修会は本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施する。

(1) 定期開催

全職員に対し、年2回の研修会を実施する。県や市等が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への参加をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできる。

(研修会に参加できない職員は、後日紙面等にて行ってもよい)

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待などの防止を図るための研修を実施する。

(3) 外部研修会への参加

県や市などが行う「高齢者虐待」「権利擁護」に関する研修会の職員が参加できるように業務の調整を行う。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものとして詳細は虐待防止委員会により定める。

- ① 自身の介護状況の振り返り
- ② 虐待防止に関する基礎的内容などの適切な知識
- ③ 本指針及び虐待防止マニュアルの内容に基づく取り組み方法
- ④ 虐待通報義務の履行、虐待などに関する相談・報告方法
- ⑤ 委員会の活動内容、委員会の置ける決定事項

なお①の自身の介護状況の振り返りは、マニュアルに記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を活用する。

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し使用した資料とともに綴り、保管・管理する。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知を図るために、研修開催日・時間帯などについて委員会で検討し参加率の向上に努める。また、研修ごとに参加率を産出して委員会内で評価するとともに欠席者に対しては各委員が伝達してその結果を研修記録に含める。

4. 虐待等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為を発見した場合、通報の義務が発生する。(高齢者虐待防止法第7条第2項) 虐待が疑われるまたは、虐待を発見した場合はすぐに上司に報告する。上司は委員長に報告し、委員長はすぐに下記に通報する。

なお被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した場合は、すぐに警察あるいは救急車を要請する。

また、通報者の秘密は守られ（高齢者虐待防止法第8条第23項）通報した際に氏名を名乗らないことも可能である。

通報先 我孫子市健康管理部高齢者支援課 TEL 04-7185-1112

FAX 04-7186-3322

目前で暴力が行なわれたとき 110 番へ

医療がすぐに必要でクレオでは対処できないとき 119 番へ

（2）施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見した場合、速やかに上司に報告する。この際の報告は匿名でも行えるとする。基本は発見者が、インシデント・アクシデントレポート（虐待）を使用してその記録を作成する。しかし匿名の場合は、報告を受けた上司が作成する。報告をうけた上司は上長へ報告し、委員長は下記の対応と指示を適時適切に実施する。

- ① 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ② 我孫子市高齢者支援課への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 法人・家族への報告（第1報）
- ④ 関係職員・ユニット係長等へに事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応、再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦ 関係各所への報告（第2報以降適時）
- ⑧ 必要に応じて懲罰委員会への報告
- ⑨ 委員会における事後対応及び再発防止
- ⑩ 虐待事例の事例検討会の実施

（3）千葉県及び我孫子市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び我孫子市から高齢者虐待などの係る調査協力依頼があった場合には速やかに協力する。

5. 虐待等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

（1）虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の（1）（2）（3）に準ずる。虐待かもしれないと感じた事例を経験したとき、虐待してしまったかもしれないと感じたときは、インシデント・アクシデントレポートで報告をする必要がある。

（2）インシデント・アクシデントレポートの報告体制

安全委員会の規則に従う。

（3）虐待が疑われるような事故報告の取り扱い

安全委員会は事故報告書に虐待が疑われるような事例が含まれていないかを確認

する。虐待が疑われるような事例が含まれていた場合は本指針４の（１）（２）（３）に準ずる。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待などの防止の観点を含めて、成年後見人制度やその他の権利擁護事業について、利用者や家族などへ説明を行うとともに、あびこ後見支援センター（我孫子市社会福祉協議会内）に適宜紹介する。

成年後見人制度は資料２を参照

7. 虐待などにかかる苦情解決に関する事項

虐待などに係る苦情はクレオ内苦情対応窓口で受け付ける。苦情対応窓口については重要事項説明書に示す。

受付けた者は、苦情内容を精査し虐待などに関係する内容が含まれている場合は苦情対応責任者を通じて委員会に報告する。

8. 利用者などに対する指針閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族・後見人・当施設に来所した方及び職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧出来るように、施設内に掲示する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

（１）クレオ「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改訂された「虐待防止マニュアル」に基づき日常業務における虐待などの防止に努める。

（２）虐待防止担当職員の配置

各フロア及び各課（科）に虐待の防止に関する措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置する。担当職員は委員会委員または係長以上の職員とする。

（３）他機関との連携

県・我孫子市、社会福祉協議会等、県、市及び他施設・他事業所との連携の機会や研修会や情報交換などをする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図る。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の可否及び改訂する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は２０２４年１月５日より施行する。

※資料 1 高齢者虐待の種類

虐待とは、職員等から入所者・利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待：身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加えること

例) ①暴力行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為

②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

③本人の利益にならない強制による行為によって痛みをあたえたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為

④外部との接触を意図的に、継続的に遮断する事

(2) 介護等放棄：衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

例) ①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行なっている者が、その提供を放置または放任し高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる。

(自己決定といって放置する・失禁をしても衣服を取り替えない・栄養不足のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけても無視をする・拒否的な態度を示すなど)

②専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保健サービスなどを制限したり、使わせなかったりする。

(3) 心理的虐待：著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

例) ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与える事

(「そういうことをすると〇〇させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」などと心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・バカにする・無視する・他者と差別的な対応をする等)

(4) 経済的虐待：財産を不当に処分したり、その他不当に財産上の利益を得ること

例) ①本人の同意なしに金銭を使用する。または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(5) 性的虐待：わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること

例) ①本人との同意をされていないあらゆる性的な行為または強要

(性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮るなど)

※資料２ 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められない場合がある。このような障害をもつ方々が経済的虐待を受けやすい傾向にある。このような場合「青年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するため有効な手段となる。

成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することになる。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申し立てをし本人の判断能力に合わせて専任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、補助する制度
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護援助する制度

成年後見制度の申立者

法廷後見制度を利用するための申し立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申し立てが困難なほど判断能力が低下している場合や申し立てが出来る親族がいても関与を拒否している場合などは、市町村長が申し立てをすることができる。

親族が虐待者の場合は「成年後見制度」の利用自体を拒否することがあり得る。

成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため出来る限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解をえる努力が必要である。

成年後見制度に関する問い合わせ先

- ・あびこ後見支援センター（我孫子市社会福祉協議会内） 04-7184-1539